

## 社会福祉法人北友会役員及び評議員旅費規則

平成18年 3月29日  
社福法人北友会規則第 7号

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人北友会定款（平成15年7月8日社福法人北友会定款第1号。以下「定款」という。）第8条第3項に規定する役員及び定款第21条第3項に規定する評議員が、社会福祉法人北友会（以下「法人」という。）の会議等のうち次の各号に掲げる会議等及び茨城県、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会等の会議等に出席する際の日当（第3条第2号に規定する「日当」をいう。）の支給並びに法人の業務等のため茨城県外へ出張する際の旅費の支給について定めることを目的とする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 監事監査
- (4) 前3号に掲げるほか、その業務（会議、研修会等を含む。）が茨城県内で施行され、かつ、当該業務の集結までの時間が2時間を越える場合であって理事長（理事長不在のときは、理事長職務代理者を含む。以下「命令権者」という。）が認めた場合。

### (出張命令)

第2条 役員及び評議員の出張は、命令権者が命令する。

### (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊費
- (4) その他法人が必要と認める経費

### (旅費の起算点)

第4条 旅費の起算点は、法人の所在地とする。

### (旅費の計算)

第5条 旅費は出張の目的を達成するため、最も効率的かつ経済的な経路及び

方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、実際の経路及び方法により計算する。

(交通費)

第6条 交通費は、次の区分により、その全額を支給する。

- (1) 交通機関の所定乗車船料。ただし、航空機運賃及びタクシー利用料金は命令権者が必要と認めた場合に限る。
- (2) 片道100km以上の場合は特急又は新幹線料金。
- (3) 寝台、座席指定及び運賃の料金が2階級以上ある場合は、最下位の料金の直近上位の料金。
- (4) 法人が所有する自動車(以下「業務用車」という。)を利用したときは、その利用区間の交通費は支給しない。
- (5) やむを得ない理由によって業務用車でない自動車を利用したときは、その区間の距離に応じて1kmにつき50円を支給する。この場合の距離計算は、原則として、総務省の郵便路線図陸路表による。

(日当及び宿泊料)

第7条 日当は、別表に掲げる額を支給する。

- 2 宿泊料は、別表に掲げる額を支給する。ただし、会議、研修会、行事等で特に定められた額があるときは、その額を支給する。

(旅費の請求手続及び復命)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者又は概算払による旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、

「旅費請求書・精算書」に必要な書類を添えてこれを命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった場合、その旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることが出来ない。

- 2 概算払による旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を終了した後、速やかに当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 出張を終了した出張者は、「出張復命書」(様式第1号)により、速やかにその結果を命令権者に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては口頭報告することができる。

(旅費の支給及び概算払)

第9条 旅費は、原則として、出張終了後3日以内に支払う。

- 2 命令権者が必要と認めたときは、旅費の全部又は一部を概算払いすることができる。
- 3 概算払の日は、原則として、当該出張開始日の前日とする。
- 4 概算払を受けたときは、出張終了後5日以内に当該旅費の精算をしなければならない。

(準用規定)

第10条 役員又は評議員以外の者が、法人の依頼を受けてその業務を行った場合の旅費は、この規則を準用して支給する。

(この規則の改正)

第11条 この規則の改正は、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規則は、平成18年3月29日より施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、「社会福祉法人北友会旅費規程」(平成16年7月1日社福法人北友会規程第8号。)の一部を、次のとおり改正する。
  - (1) 題名を「社会福祉法人北友会職員旅費規程」に改める。
  - (2) 第1条括弧及び第5条第4号中「本法人」を「法人」に改める。
  - (3) 第2条を次のとおり改める。

第2条 職員の出張は、施設長(以下「命令権者」という。)が命令する。
  - (4) 第3条第4号中「本法人」を「命令権者」に改める。
  - (5) 第11条中「、本法人」を削る。

附 則

- 2 この規程は、平成18年3月29日より施行する。

附 則

- 1 定款変更に伴い(目的)の文中、定めし役員及び評議員条項を変更。  
この規程は、平成29年4月1日より施行する。